

■ 公正採用選考人権啓発推進員とは？

厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募の門戸を開くとともに、適性・能力に基づく公正な採用選考が図られるよう「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、事業主の皆様に対して様々な啓発等を行っています。

この取組の一環として事業所内において公正な採用選考システムの確立が図られるよう公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の選任をお願いしています。

■ 推進員選任手続き

事業所管轄のハローワークに、「公正採用選考人権啓発推進員選任報告（新規・変更）」を提出してください。

またメールでの提出も可能です。岡山労働局ホームページから様式をダウンロードして、入力後にPDFでメールに添付のうえ、下記アドレスに送信してください。

推進員選任報告受理用メールアドレス：suishinin33000@mhlw.go.jp

■ その他

推進員選任後は、推進員が中心となって、公正採用選考の意識啓発を行っていただく他、別途ご案内する公正採用選考人権啓発研修会等への参加をお願いします。

ご協力ください

